

特別貸付申込説明書

【申込方法】 提出書類は、申込時に再度、確認してください。

1 提出書類

- (1) 特別貸付申込書
 - (2) 借入状況等申告書
 - (3) 貸付事業における個人情報に関する同意書
 - (4) 貸付借用証書
 - (5) 申込日直近の給料等支給明細書の写し
 - (6) 公立学校共済組合 組合員証（保険証）の表面の写し
 - (7) 添付書類（送金額100万円以上となる貸付けを申込み場合は、下記書類の写しが必要。）
 - ・必要額及び確実に支払うことが確認できる書類の写し
（組合員名義の契約書、注文書、請求書、領収書等）
- ※「領収書」は、支払日から概ね1か月以内のもの。
※「見積書」は、注文の確認ができる記載があること。
例：注文先の従業員による注文の証明（「上記注文をお請けしました。」等）の加筆と押印。

2 提出方法

交換便又は郵便（下表の締切日に間に合うように送付してください。）

3 受付スケジュール

受付回	受付期間	貸付決定通知 発送日	貸付日
第1回	R6.3.11 ~ R6.4.10	R6.5.8	R6.5.13
第2回	R6.4.11 ~ R6.5.10	R6.6.5	R6.6.10
第3回	R6.5.13 ~ R6.6.10	R6.7.3	R6.7.10
第4回	R6.6.11 ~ R6.7.10	R6.8.5	R6.8.13
第5回	R6.7.11 ~ R6.8.9	R6.9.4	R6.9.10
第6回	R6.8.13 ~ R6.9.10	R6.10.3	R6.10.10
第7回	R6.9.11 ~ R6.10.10	R6.11.6	R6.11.11
第8回	R6.10.11 ~ R6.11.8	R6.12.4	R6.12.10
第9回	R6.11.11 ~ R6.12.10	R7.1.9	R7.1.14
第10回	R6.12.11 ~ R7.1.10	R7.2.5	R7.2.10
第11回	R7.1.14 ~ R7.2.10	R7.3.5	R7.3.10
第12回	R7.2.12 ~ R7.3.10	R7.4.4	R7.4.10

○申込締切

毎月10日（土日祝の場合はその前日）必着

○令和7年3月で任期終了または退職予定の方の
申込みは、第9回12月10日受付分までです。

○貸付決定日及び通知

交換便により所属に送付します。

○貸付日（貸付金の送金日）

指定金融機関コード、支店コード及び
口座番号等に誤りがあると振込不能に
なります。再送金処理に要する日数が
かかりますのでご注意ください。

個人情報保護のため、組合員以外の方からの問合せには応じておりません。
貸付けの内容については、組合員が直接、貸付担当までお問合せください。

公立学校共済組合東京支部 貸付担当
(教育庁福利厚生部給付貸付課)

〒163-8001

東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第二本庁舎 14 階南側

TEL (直通) 03-5320-6823 (内線)53-665~6

令和6(2024)年度版

特別貸付申込説明書

1 申込資格・事由

一般組合員のうち任期の定めのある職員（暫定再任用フルタイム勤務職員等）及び短期組合員（臨時的任用教職員（産休・育休代替教職員及び期限付任用教員）、会計年度任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員等の非常勤職員）で、下記申込資格を満たす組合員が、臨時に資金を必要とする場合に貸し付けます。

申込資格は以下のとおりです。

- (1) 公立学校共済組合東京支部の組合員で、申込月を含み、引き続き6か月以上の組合員期間があること（東京都職員共済組合等の組合員が引き続き公立学校共済組合員になった場合は、組合員期間を通算します。）。
- (2) 貸付日に在職していること（年度末で任期終了または退職の方の申込みは、第9回12月10日受付分までです。）。
- (3) 支部長が償還の確実性がないと認められる場合は貸付けできません。
償還の確実性がないと認めるときとは、申込人が次の各号のいずれかに該当する場合です。
 - ア 現に給与の差押えを受けている者
 - イ 懲戒を事由とする停職等の処分を受け、給与の支給が見込めない者
 - ウ 過去に貸付保険の適用を受けた者
 - エ 民事再生に関する一連の手続を予定又は、既に手続を行った場合等
 - オ 破産に関する一連の手続を予定又は、既に手続を行った場合等
 - カ その他、債務不履行に至る恐れのある事由があると支部長が認めた者
 - キ その他法令、貸付規程に違反したとき又は貸付けが適当と認められない場合

2 貸付限度額・貸付時の注意事項

- (1) 貸付限度額は、例月給料又はこれに相当する報酬等の10分の3に、任用期間の残任期月数を乗じて得た額とします。（10万円単位で10万円未満の端数は切り捨て。）

※申込時点で発令された任期の範囲内で返済可能な金額が上限。

ただし、最高限度額は200万円とする（必要額が確認できる範囲での貸付とする。）。

【貸付限度額の算出方法】（この金額が、200万円を超えるときは、200万円とする。）

例月給料又はこれに相当する報酬等×10分の3×残任期月数（貸付月の翌月から最終任期月までの月数）

【例】

再任用期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

例月給料：271,000円

貸付申込日：令和6年6月10日

貸付金の交付日：令和6年7月10日

償還開始月：令和6年8月給与

残任期月数：8月（償還開始月から3月まで）

限度額計算：271,000円×10分の3×8月＝650,400円 ⇒ 60万円

- (2) 送金（振込）額が100万円以上の貸付けについては、必要額及び支払うことが確実に確認できる範囲内で貸付けます。（10万円未満は切り捨て。）
- (3) クレジットカード払い（一括払いも含む）、ローン支払い、投資に対しては、貸付けできません。

3 償還方法(毎月償還のみ)及び償還回数

毎月償還のみとし、ボーナス併用償還及び償還猶予の適用はありません。

償還回数は、貸付月の翌月から任期終了までの月数以内で、1回当たりの償還額が例月給料又はこれに相当する報酬等の10分の3以内、かつ、「借入状況等申告書」(別紙)により、償還額の年間の合計が例月給料又はこれに相当する報酬等の4.8倍を超えない範囲内となります。

【償還モデル】

例月給料 $\frac{271,000}{10 \times 3} = 81,300$ (1回の償還額が、例月給料の10分の3未満になることが必要)

申込期間	貸付月	償還開始月	回数	10万	20万	30万	40万	50万	60万	70万	80万
11/11~12/10	1月	2月	2	50,083							
10/11~11/8	12月	1月	3	33,407	66,813						
9/11~10/10	11月	12月	4	25,069	50,138	75,206					
8/13~9/10	10月	11月	5	20,066	40,132	60,198	80,264				
7/11~8/9	9月	10月	6	16,731	33,462	50,193	66,924				
6/11~7/10	8月	9月	7	14,349	28,697	43,046	57,395	71,743			
5/13~6/10	7月	8月	8	12,562	25,124	37,686	50,248	62,810	75,372		
4/11~5/10	6月	7月	9	11,172	22,345	33,517	44,689	55,862	67,034	78,206	

4 貸付金の利率と利息

(1) 利率(年利)は、変動利率です。

利率の変動があった場合、既に貸付けを受け償還中の方も利率変更され償還額が変更されます。

(2) 利息の算定は、貸付日の属する月の翌月の初日から起算し1か月を単位として計算します(1か月に満たない場合は、1か月として算出します)。

(3) 貸付金保険料の一部を本人が負担します。

貸付利率等には保険料負担率(年0.06%)を含んでいます。

※ 平成30年1月貸付けから利率は、1.32%です。(貸付金保険料一部負担分0.06%含む。)

5 借入状況等申告書

借入状況等申告書により、借入金に係る年間の償還額の合計が、申込人の例月給料又はこれに相当する報酬等×4.8倍の額を超えないかどうか確認します。年間の償還額の合計が例月給料の4.8倍を超える場合は、貸付けできません。

また、借入状況等申告書は、組合員が貸付事故等の貸付規程に違反した場合に、当該事実を所属所長へ通知することについての同意も兼ねています。

なお、所属所長へ通知する場合は、以下の項目のとおりです。

- ① 貸付申込み時の添付書類に虚偽の記載があった場合。
- ② 貸付事故(貸倒れ)が発生した場合。
- ③ 貸付規程に違反した場合。

6 貸付けの審査

申込書を受理した後、書類審査をします。必要書類がそろっていない場合は貸付けできません。不足書類については、御連絡します。

7 即時償還

組合員の資格を喪失した時や、貸付規程に違反した事実が明らかになった時は、貸付金の未償還元利金の全額を即時償還していただきます。

8 貸付保険

この保険制度は、連帯保証人制度に代わるもので、借受人が何らかの事故等により貸付金の返済ができない場合（債務不履行）に、公立学校共済組合が債権（貸付金）を保全するための制度です。

貸付金保険料は、保険料の一部（年率0.06%）を借受人が負担します。

貸付利率（1.26%）に保険料負担率（0.06%）を上乗せした利率（1.32%）により、償還することになります。

貸付金が返済できない場合は、共済組合と損害保険会社との間で債権譲渡契約を締結することになります。借受人は、保険会社に貸付金の残金を返済することになり、返済が免除されることにはなりません。

9 提出書類

原則として、各受付回の提出締切日までに書類が間に合わない場合は貸付けできません。

不足書類等がある場合や内容について確認がある場合は、申込人（または共済事務担当者）に連絡します。

提出された添付書類は返却しませんので、必要に応じて提出書類の控えを取ったうえで、お申し込みください（貸付借用証書は償還完了後に返却）。

また、状況に応じて明記以外の書類が必要となる場合があります。

提出書類は揃っていますか？ 申込みをする前に、もう一度書類を確認してください。

- ① 特別貸付申込書（口座番号は正しいですか？）
- ② 借入状況等申告書（当共済組合以外での借入れの記入漏れはないですか？）
- ③ 貸付事業における個人情報に関する同意書
- ④ 貸付借用証書（金額の訂正はできません。日付は入れないでください。）
- ⑤ 申込日直近の給料等支給明細書の写し
- ⑥ 公立学校共済組合 組合員証（保険証）の表面の写し
- ⑦ 送金額が100万円以上の貸付けの場合は、必要額及び確実に支払うことが確認できる書類の写し（組合員名義の契約書、注文書、請求書、領収書等）